

IFRS news

ユーロ圏と2011年度財務報告:銀行だけの話ではない

February 2012

PwC グローバル・コンサルティング・サービスのパートナーである Mary Dolson が、現在の経済情勢が銀行や金融サービス・セクター以外の企業の2011年度財務報告に与える影響について概要を説明します。(金融サービス企業に影響を及ぼす問題についてのガイダンスは、PwCの『[実務ガイド](#)』で入手できます。)

欧州諸国の経済の一部においては、依然として重大な懸念があります。緊縮財政計画や救済融資案では政府債務のデフォルトの可能性を払拭しておらず、より広範な経済において憂鬱なニュースが続いています。

ユーロ圏で事業を行っているすべての企業は、現在の経済情勢が2011年度財務諸表に与える影響を考慮する必要があります。一部の業界には政府を顧客として、直接取引している企業があります。銀行やその他の金融機関は政府債務のリスクに最も晒されている企業です。さまざまな業界で多くの企業が消費の冷え込みや価格下落圧力などマクロ経済動向のリスクに晒されています。

継続企業

現在の経済環境は、信用枠の縮小や業績悪化をもたらす可能性があります。金融機関は、新規借入や既存借入に対して厳しい融資条件を課すかもしれません。このことは継続企業の前提に疑問を生じさせることになりかねません。

継続事業の前提に疑問を生じさせる状況または事象は、以下を含みます。

- 貸手による貸し渋りおよび財政支援の撤退の兆候
- 主要財務比率の悪化、および、
- 非金融資産の価値の大幅な下落

継続事業の前提の適切性を評価し、重要な不確実性について開示しなければなりません。

売上債権および収益認識

支払の長期遅延、長期未払債務者の強制的な債務再編成、ファクタリングが可能な場合の債権売却における重要な割引ならびに財およびサービスの価格下落圧力にもかかわらず、多くの企業は、問題を抱えているユーロ圏諸国の政府と取引を続けています。このような状況があてはまる場合には、売上債権の評価と収益の認識に関連してどのような問題が生じるかを検討しなければなりません。

新規および既存の売上債権に対する評価

さらに、問題を抱えているユーロ圏諸国の政府組織に対する既存および新規の売上債権すべてについて、減損を考慮しなければなりません。減損損失は、売上債権の当初実効金利で割引かれた修正後の期待キャッシュ・フローに基づいて算定されます。減損損失は当期の貸倒費用として計上されます。

当初認識時に、即時回収が見込まれない債権について割引を考慮しなければなりません。1年以内またはその他の特定期間内に回収される債権について収益基準には「猶予期間」はありません。当初認識時に売上債権を割引き、割引の影響が重要であると予想される場合は結果として収益を減額しなければなりません。

割引するためには、回収日と回収予定額を見積り、適切な金利を決定する必要があります。

回収日を見積るときには、直近の事象について調整済みの売上債権回収期間について入手可能な最新のデータを使用しなければなりません。

適切な割引率とは、顧客が類似する条件のもとで他の方法でも借入れできるであろう利率です。政府系組織について、見積りの合理的な判断の起点となるのは、当該政府系組織が借入れのできる直近の金利です。

債権のなかには、法令により有利子の債権もあります。しかしながら、これは、割引を考慮するという要件を排除していません。政府組織が支払っている金利の利率が、債権を割り引く金利と同じになる可能性は低いでしょう。

収益認識

収益については、当期売上高について認識すべきかどうか、また、認識すべき収益の金額がいくらなのかを判断する必要があります。収益を認識するためには、IAS第18号「収益」における5つの収益認識要件すべてを満たす必要があります。現在の環境において最も迫られている要件は、以下のとおりです。

- 収益が信頼性をもって測定可能である、及び
- 経済的便益が企業に流入する可能性が高い

最初に、提供した財について支払を受ける可能性が高いかどうかを判断しなければなりません。支払の遅延はそれ自体では収益認識の妨げとなりません。しかし支払の遅延はそれに対応する債権が割り引かれるため、収益額の減額になるかもしれません。

認識された収益は、政府が要求する可能性のある割引、クローバックおよび将来の引当の見積りによりさらに減額される場合があります。

支払を受領することが見込まれない場合、または割引や引当が重要になると予想しているがそれらを見積ることができない場合には、収益を認識すべきではありません。

非金融資産の減損

現在の経済的に困難な状況は、のれん、PPEおよび無形資産などの長期の非金融資産によって生じる期待将来キャッシュ・フローに影響を与えます。企業の事業が、問題を抱えているユーロ圏の地域に関連する重要な非金融資産を保有している場合、その地域に重要な非金融資産が存在している場合、または、その地域を重要な非金融資産の市場としている場合には、非金融資産の回収可能額を測定する際にその影響を考慮しなければなりません。

景気悪化の影響は、以下のいくつかの異なるかたちで、減損の算定に影響を及ぼす可能性があります。とくに、減損テストの誘因となること、経営者のキャッシュ・フロー予測の基礎となる主要な仮定(成長、割引率)に影響すること、より拡充した感応度に係る開示情報が要求されることです。

回収可能額を算定後に減損損失があればその金額を決定しなければなりません。また、現在の経済状況において、減損のキャッシュ・フロー・モデルに過度に楽観的な仮定を使用することには警戒する必要があります。

従業員給付

確定給付年金債務を含む長期従業員給付負債は、その債務と同等の通貨および期間の優良社債の貸借対照表日現在における市場利回りに基づく利率を用いて割引かれます。この社債が「優良」とみなされるためには少なくとも AA 格に格付けされている必要があります。優良社債について厚みのある市場が存在していない場合、

同等の通貨および期間の国債の市場利回り(貸借対照表日現在)を使用します。割引率およびその他の仮定は、現在の経済状況ではより厳格な吟味が必要となります。

ユーロ圏の企業は、ユーロ圏レベルまたは各国レベルのいずれかの割引率を考慮する方針の選択を行います。毎年、首尾一貫した会計方針を適用しなければならず、変更がある場合は、会計方針の変更となります。ユーロ圏の社債利率からある国の国債利率に変更したとしても、より信頼性が高く、より関連性のある情報を提供することにはならないでしょう。

多くの企業が、適切な仮定を導く一助とするために保険数理人を利用しています。保険数理人は、助言を行うために多様なアプローチを用います。ある保険数理人が過年度に使用した手法と異なる手法を用いる場合には、一貫性と適用可能性を念頭に置く必要があります。手法の変更は、適切な割引率の「より良い」見積りにつながり、市場利回りおよび給付制度の期待キャッシュ・フローについて入手可能なデータを反映するものでなければなりません。

引当金

IAS第37号「引当金」は通常、リスクフリー金利で引当金を割り引くことを要求しています。公的債務危機は、国債の格下げされた国債利回りが、今後はリスクフリー金利を提供しないことを意味するのかどうかという問題を提起しています。

すべての格付機関が国債を格下げしている国が数カ国あります。これらの国債の利回りは、リスクフリー金利にはならないでしょう。このような場合には、リスクフリー金利を設定するためにリスク調整を行う必要があります。国債が引き続きリスクフリーであるかどうかを決定するためには判断が必要となります。

税金

とくに現在および将来の期待収益が市況によって悪影響を受ける場合には、繰延税金資産の回収可能性を精査しなければなりません。活用できる資産に対して将来の課税所得を利用できる可能性が非常に高い範囲に限り、繰延税金資産が認識されます。

繰延税金資産を評価するときには、既存の繰延税金負債の将来の戻入れ、将来の課税所得、およびタックスプランニングを考慮します。将来の予想課税所得の基礎となる仮定、および、企業が過去から損失を出している場合に将来利益がでることを確信させる証拠が要求されていることに、特に注意を払う必要があります。

開示

現在の経済環境において追加的な開示が要求される可能性もあります。一部の規制当局が、この領域における当該規制当局の予測に関するガイダンスをすでに公表しています。IFRS第7号「金融商品：開示」は特にこのような開示要求に関連しており、基準に規定されている目的が確実に満たされるよう注意を払わなければなりません。さらなる追加的な開示はIAS第1号「財務諸表表示」で要求されています。欧州の経済環境が、事業、金融商品、リスクと先物の集中に与える影響についてさらに幅広い開示を行う必要があるかもしれません。

後発事象

事象はすぐには明らかにならない可能性があります。貸借対照表日と財務諸表の承認日の間に発生した事象を反映させる必要があるかどうかを慎重に検討しなければなりません。事象は、修正を要する後発事象か、または、修正を要しない後発事象かのいずれかとなります。多くの修正を要しない後発事象については、開示を要求されるでしょう。

現在の経済環境の経済的プレッシャーに関するPwCのガイダンスは、トピック・サマリー '[Impacts of the current market conditions](#)' から入手できます。このリンク [this link](#) をクリックするか、[pwc.com/ifrs](#), '[Additional PwC guidance](#)' にアクセスしてください。

あらた監査法人
東京都中央区銀座 8丁目 21番 1号
住友不動産汐留浜離宮ビル(〒104-0061)
お問い合わせ: aratapr@jp.pwc.com

This publication has been prepared for general guidance on matters of interest only, and does not constitute professional advice. It does not take into account any objectives, financial situation or needs of any recipient; any recipient should not act upon the information contained in this publication without obtaining independent professional advice. No representation or warranty (express or implied) is given as to the accuracy or completeness of the information contained in this publication, and, to the extent permitted by law, PricewaterhouseCoopers LLP, its members, employees and agents do not accept or assume any liability, responsibility or duty of care for any consequences of you or anyone else acting, or refraining to act, in reliance on the information contained in this publication or for any decision based on it.

© 2012 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details. This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.